昭和58年3月30日条例第7号注 平成2年3月から改正経過を注記した。

改正 昭和60年3月29日条例第28号 昭和61年12月26日条例第59号 昭和63年3月31日条例第24号 昭和63年12月23日条例第46号 平成元年12月25日条例第53号 平成2年3月30日条例第21号 平成2年7月4日条例第32号 平成3年3月29日条例第27号 平成3年7月6日条例第32号 平成4年3月27日条例第31号 平成4年12月25日条例第58号 平成5年3月29日条例第21号 平成6年3月29日条例第19号 平成7年3月29日条例第32号 平成7年9月28日条例第52号 平成7年12月26日条例第57号 平成9年3月29日条例第25号 平成10年3月26日条例第21号 平成11年12月21日条例第40号 平成12年3月28日条例第13号 平成12年10月2日条例第91号 平成14年7月4日条例第29号 平成15年3月25日条例第26号 平成16年3月24日条例第22号 平成16年12月24日条例第155号 平成18年10月4日条例第67号 平成18年12月21日条例第71号

平成19年3月26日条例第46号 平成21年2月23日条例第3号 平成21年3月24日条例第21号 平成22年9月30日条例第46号 平成24年3月16日条例第36号 平成24年10月2日条例第68号 平成24年12月21日条例第103号 平成25年3月22日条例第73号 平成25年12月20日条例第73号 平成28年12月22日条例第72号 平成29年12月22日条例第72号 平成31年3月27日条例第22号

新潟市地域下水道条例

(設置)

第1条 本市の特定地域における汚水を処理するため、地域下水道を設置する。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 汚水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、又は付随する廃水をいう。
 - (2) 地域下水道 特定地域を単位として設置された下水道で、下水道法(昭和33年法律第79号) 第2条に規定する公共下水道、流域下水道及び都市下水路以外のものをいう。
 - (3) 処理区域 地域下水道により汚水を排除することができる地域で、市長が告示した区域をいう。

(名称及び処理区域)

第3条 地域下水道の名称及び処理区域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	処理区域	
新潟市西野地域下水	江南区西野の一部	
道		
新潟市大淵地域下水	江南区大淵の一部,同区江口の一部,同区三百地の一部,同区細山の一	
道	部,同区蔵岡の一部,同区笹山の一部	

新潟市両川地域下水	江南区和田の一部,同区上和田の一部,同区花ノ牧の一部,同区酒屋町
道	の一部,同区嘉瀬の一部,同区割野の一部

一部改正〔平成2年条例21号・32号・3年27号・4年31号・5年21号・6年19号・7年52号・57号・10年21号・12年91号・14年29号・15年26号・16年22号・155号・18年67号・71号・19年46号・21年3号・22年46号・24年36号・25年24号・28年72号・29年49号〕

(排水設備等の設置)

第4条 処理区域内において汚水を排除しようとする者は、排水設備(汚水を地域下水道に流入させるため必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。)及び水洗便所によらなければこれを排除してはならない。

(使用料の徴収)

- 第5条 地域下水道の使用者から使用料を徴収する。
- 2 前項に規定する使用料は、毎月の定例日(使用料算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。)現在によりその日の属する月(以下「その月」という。)分として使用料を算定し、納入通知書、口座振替又は集金により徴収するものとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、隔月の定例日に2月分の使用料をまとめて算定することができる。この場合、各月の汚水の排除量は均等とみなして使用料を算定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用者が定例日から次の定例日までの間において地域下水道の使用 を廃止し、又は中止したときは、必要に応じ定例日以外の日に使用料を算定することができる。
- 4 市長は、その月分の使用料をその月の翌月の末日までに徴収するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、第2項ただし書の規定により2月分の使用料をまとめて算定した場合は、その月の前月分及びその月分の使用料をまとめてその月の翌月の末日までに徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、その月の前月分の使用料をその月の翌月の末日までに、その月分の使用料をその月の翌々月の末日までにそれぞれ徴収することができる。

全部改正〔平成7年条例32号〕、一部改正〔平成21年条例21号・24年68号〕

(使用料の額)

第6条 使用料の額は、次の表により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

区分	単位	月額
基本料金	汚水の排除量が10立方メートルまで	1,190円

超過料金(1立方メートルにつ	汚水の排除量が10立方メートルを超え30	158円
<i>(</i> *)	立方メートルまでの分	
	汚水の排除量が30立方メートルを超え100	191円
	立方メートルまでの分	
	汚水の排除量が100立方メートルを超え	246円
	500立方メートルまでの分	
	 汚水の排除量が500立方メートルを超える	314円
	分 分	

- 備考 上記に掲げる額により算出した額(前条第2項ただし書の規定により2月分の使用料を まとめて算定する場合においては、当該2月分の額を合計したもの)に10円未満の端数が生 じたときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて表の額とする。
- 2 使用者が定例日から次の定例日までの間において地域下水道の使用を開始し、廃止し、中止し、 又は現に中止しているその使用を再開した場合における前項の規定の適用については、同項の表 に規定する基本料金の月額を、当該月額を定例日から次の定例日までの間における使用日数に応 じて日割計算して得た額とする。
- 3 前項に規定する場合において、前条第2項ただし書の規定によりその定例日から次の定例日までの間を含む2月分の使用料をまとめて算定するときは、同項後段の規定にかかわらず、その各月の汚水の排除量につき、その使用の各日において汚水を均等に排除したものとみなして、第1項の規定を適用する。
 - 一部改正〔平成3年条例32号・4年58号・7年32号・57号・9年25号・11年40号・16年22号・ 21年21号・24年68号・25年73号・31年22号〕

(その他)

- **第7条** この条例に定めるもののほか、地域下水道の管理に関しては、次の各号に掲げる規定の例による。
 - (1) 下水道法第8条,第10条第2項及び第3項,第11条,第11条の2,第12条の2から第12条の9まで,第12条の12から第14条まで,第15条の2,第16条,第18条から第19条まで,第24条,第32条,第33条,第37条の2,第38条並びに第39条の2の規定
 - (2) 新潟市下水道条例(平成7年新潟市条例第32号)の規定。ただし、同条例第1条、第2条、 第8条、第17条、第19条第1項から第6項まで、第21条、第24条から第32条まで、第38条及び

第40条から第43条までの規定(同条例第24条の規定については,市長が特にやむを得ない理由があると認める場合は除く。)は除く。

一部改正〔平成2年条例32号・6年19号・7年32号・11年40号・21年21号・24年68号・103号・28年72号・31年22号〕

(罰則)

- 第8条 第4条の規定に違反して汚水を地域下水道に排除した者は,5万円以下の過料に処する。 一部改正[平成7年条例32号]
- 第9条 偽りその他不正な手段により第5条に規定する使用料を免れた者は、その免れた金額の5 倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下 の過料に処する。
 - 一部改正〔平成12年条例13号〕
- 第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し ても、各本条の過料を科する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
 - 一部改正〔平成12年条例91号〕

(黒埼町の編入に伴う特例)

2 黒埼町の編入の日(以下「編入日」という。)前に黒埼町地域汚水処理施設設置条例(平成7年黒埼町条例第1号)及び黒埼町地域汚水処理施設管理条例(平成7年黒埼町条例第2号。以下「黒埼町条例第2号」という。)の規定によりなされた処分,手続その他の行為は,この条例の相当規定によりなされた処分,手続その他の行為とみなす。

追加〔平成12年条例91号〕

3 新潟市ときめき地域下水道の使用料については、編入日以後の使用に係る使用料からこの条例 を適用し、編入日前の使用に係る使用料については、黒埼町条例第2号の例による。

追加〔平成12年条例91号〕

4 前項の規定により徴収する使用料のうち、その算定の基礎となる使用期間が編入日前にまたがるものについては、当該使用期間に係る使用水量を各日均等に使用したものとみなして、1月を30日とした日割りにより算定する。

追加〔平成12年条例91号〕

5 編入日前にした黒埼町条例第2号に違反する行為に対する罰則の適用については、黒埼町条例 第2号の例による。

追加〔平成12年条例91号〕

(合併に伴う特例)

6 新津市,豊栄市及び潟東村(以下これらの市村を「編入市村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に新津市下水道条例(平成11年新津市条例第54号),豊栄市地域下水道条例(平成9年豊栄市条例第24号)又は潟東村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成元年潟東村条例第18号)(以下これらの条例を「編入市村条例」という。)の規定によりなされた処分,手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分,手続その他の行為とみなす。

追加〔平成16年条例155号〕

7 編入前の編入市村の区域における使用料については、編入日以後の使用に係る使用料からこの 条例を適用し、編入日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

追加〔平成16年条例155号〕

8 前項の規定により徴収する使用料のうち、その算定の基礎となる使用期間が編入日前にまたが るものについては、当該使用期間に係る汚水の排除量が各日均等であるものとみなして、1月を 30日とした日割りにより算定する。

追加〔平成16年条例155号〕

9 前項の場合において、第5条第2項の規定にかかわらず、2月を超える月分の使用料をまとめて算定し、徴収することができる。

追加〔平成16年条例155号〕

10 附則第8項の場合における新潟市横戸地域下水道の使用期間の初日は、編入日の直前に中之口 村潟東村上水道企業団が中之口村潟東村上水道企業団上水道事業給水条例(平成10年中之口村潟 東村上水道企業団条例第1号)第24条の規定によりメーターの点検を行った日の翌日とする。

追加〔平成16年条例155号〕

11 編入日前にした編入市村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

追加〔平成16年条例155号〕

(平成16年度から平成19年度までの編入前の編入市村の区域における使用料の特例)

12 編入前の編入市村の区域における編入日以後の使用に係る使用料の額は、平成20年3月31日までの間に限り、第6条の規定にかかわらず、新潟市地域下水道条例の一部を改正する条例(平成16年新潟市条例第22号)による改正前の新潟市地域下水道条例第6条の規定により算定した金額(以下「旧条例適用額」という。)とする。ただし、旧条例適用額から消費税額及び地方消費税額を除いた額が、編入日前に当該区域が属していた市村の地域下水道の使用料に係る条例の例により算出した金額から消費税額及び地方消費税額を除いた金額を超える場合は、その差額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる減免率を乗じて計算した金額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。)を旧条例適用額から控除した金額に100分の105を乗じて得た金額を使用料の額とする。

年度	減免率
平成16年度	0.8
平成17年度	0. 6
平成18年度	0. 4
平成19年度	0. 2

追加〔平成16年条例155号〕

13 前項の場合において、平成17年度から平成20年度までの各年度の4月1日以後に徴収する使用料のうち、その算定の基礎となる使用期間が同日前にまたがるものについては、当該使用期間に係る汚水の排除量が各日均等であるものとみなして、1月を30日とした日割りにより算定する。

追加〔平成16年条例155号〕

14 編入前の編入市村の区域における編入日以後の官公署の使用に係る使用料については、附則第 12項ただし書の規定は適用しない。

追加〔平成16年条例155号〕

附 則 (昭和60年条例第28号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟市地域下水道条例の規定は、昭和62年4月分の使用料から適用し、

同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年条例第24号)

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第46号)

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年条例第53号)

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟市地域下水道条例の規定は、平成2年4月分として徴収する使用料から適用し、同年3月分までとして徴収した、又は徴収すべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成2年条例第21号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第32号)

この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第27号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟市地域下水道条例の規定は、平成3年9月分として徴収する使用 料から適用し、同年8月分までとして徴収すべきである使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年条例第31号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟市地域下水道条例の規定は、平成5年4月分として徴収する使用 料から適用し、同年3月分までとして徴収すべきである使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成5年条例第21号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第19号)

この条例は、平成6年6月1日から施行する。ただし、第3条の表に次のように加える改正規定 (新潟市小新団地地域下水道の項に係る部分に限る。)は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第52号)

この条例は、平成7年11月6日から施行する。

附 則(平成7年条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定は、平成8年1 月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟市地域下水道条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」 という。)以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお 従前の例による。
- 3 施行日以後徴収する使用料のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前にまたがるもの については、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、1月を30日とした日割りにより算 定する。

附 則(平成9年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して地域下水道を使用している者 に係る使用料であって、施行日から平成9年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの(施 行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの(以下「特定使用料」という。) にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る使用料については、この条例 による改正後の新潟市地域下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前の例による部分は、同項に規定する特定使用料の うち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の額が確定した日 をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間 の月数で除し、これに前回確定日から平成9年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額 に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (平成10年条例第21号)

この条例は、平成10年6月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市地域下水道条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以 後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によ る。
- 3 施行日以後徴収する使用料のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前にまたがるもの については、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、1月を30日とした日割りにより算 定する。

附 則 (平成12年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する過料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第91号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第29号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第26号)

この条例中第3条の表新潟市流通センター地域下水道の項を削る改正規定は平成15年3月31日から, 同表新潟市江口地域下水道の項の改正規定は同年10月20日から施行する。

附 則 (平成16年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の表の規定は、平成16年7月1日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後徴収する使用料のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前にまたがるもの については、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、1月を30日とした日割りにより算 定する。

附 則 (平成16年条例第155号)

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成18年条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第46号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第3号)

この条例は、平成21年3月31日から施行する。

附 則 (平成21年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に到来する定例日に算定される使用料から適用し、施行日前の定例日に算定される使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年条例第46号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第36号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第68号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(新潟市地域下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日以後に徴収する使用料について、その算定の基礎となる汚水の排除量に、 同日前に排除した汚水の量(当該汚水の量が零の場合を含む。)を含むときは、その算定につい ては、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第103号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第73号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(新潟市地域下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している地域下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの(施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後である地域下水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日(施行日前の直近の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成28年12月22日条例第72号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中新潟市地域下水道条例第3条の表の改正 規定は、平成29年4月1日から施行する。 **附 則** (平成29年12月22日条例第49号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第7条第1号の改正規定 平成31年4月1日
 - (2) 前号に掲げる改正規定以外の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している地域下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続している地域下水道の使用で、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利 が確定する日が平成31年10月31日後であるものにあっては、当該確定したもののうち、施行日以 後初めて支払を受ける権利が確定する基本料金及び超過料金の合計額を前回確定日(施行日前の 直近の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日 以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日 から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限り、使用料の額については、 なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。